郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、国勢調査令によつて調査した平成 22 年 10 月 1 日現在における人口（以下この条において「平成 22 年人口」という。）に、当該市町村の令和 2 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成 22 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口とする。以下この条において「令和２年特例後人口」という。）

b　当該都道府県の区域内の市町村の令和２年特例後人口の合計数

c　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第 72 条の 115 第 1 項に規定する従業者数とする。ただし、地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 5 の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者数とする。以下この条において同じ。）

d　当該市町村の属する道府県従業者数（当該道府県の区域内の市町村に係る市町村従業者数の合計数とする。）

e　当該市町村の国勢調査令によつて調査した令和７年 10 月 1 日現在における人口（ただし、福島県双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、平成 22 年人口に、当該市町村の令和 7 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成 22 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口とする。以下この条において「令和７年特例後人口」という。）

f　当該都道府県の区域内の市町村の令和７年特例後人口の合計数

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第 72 条の 115 第 2 項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

$\{\beta \times 0.55 \times (a \div b) + \beta \times 0.45 \times (c \div d)\} \times 0.75$

算式Ⅱの符号

β　道府県が地方税法第 72 条の 115 第 2 項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額として総務大臣が通知した額

a　算式Ⅰの符号ａに同じ。

b　算式Ⅰの符号ｂに同じ。

c　算式Ⅰの符号ｅに同じ。

d　算式Ⅰの符号ｆに同じ。

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$\{A \times 0.55 \times (a \div b) + A \times 0.45 \times (c \div d)\} \times 0.25$

算式の符号

A　前条の算式Ⅱの符号βに同じ。

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times \alpha \times 0.25$

算式の符号

A　地方税法第 72 条の 115 第 2 項の規定により当該市町村に前年度の 6 月、9 月、12 月及